

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策等について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

野生いのししでの豚熱感染の増加については、環境中の豚熱ウイルス濃度を高め、周辺の飼養豚での豚熱感染リスクを増大させると考えられます。

特に、新たに感染が拡大した地域では、豚熱の免疫を有していない野生いのししの中で急激に感染個体数が増加し、飼養豚での豚熱発生リスクが高くなると考えられます。

また、野生いのししの豚熱感染については、地域が徐々に拡大する場合だけでなく、離れた地域で孤発的に感染が発生する場合もあり、これは豚熱ウイルスが野生いのしし間で直接感染するだけでなく、人や物を介して運搬され、感染することによると考えられます。

本年6月、佐賀県において九州初となる野生いのししでの豚熱陽性事例が確認されました。この事例は、野生いのししでの感染が見られない地域での発生であったため、野生いのししでの感染拡大とともに、飼養豚での発生リスクが高くなることが懸念されます。

こうした九州をはじめとする野生いのししの感染状況が急速に悪化している地域における感染拡大リスクを低下させる取組は極めて重要です。このため、各都道府県では、県境を越えて感染地域が拡大していくことを防止するため、下記の対策について関係者へ周知徹底いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

また、併せて、野生いのししの感染率の上昇が見られる地域等の農場に対して、飼養衛生管理基準遵守の再徹底について、指導方よろしくお願いいたします。

記

1 運送や工事等を行う事業者に対する洗車等の励行

- ・野生いのししが生息する山林内で活動する従業員等に対して、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うこと。
- ・特に豚熱の感染が確認されている地域から感染が確認されていない地域に移

動する（感染が確認されている地域を経由する場合を含む）際には、車両の洗浄・消毒の実施を励行すること。

2 狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底及び今年度の県外狩猟の自粛の要請

- ・狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられる。このため、今年度の狩猟期の開始に当たって、狩猟者に対して、別添2の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うこと。
- ・特に居住県以外での狩猟（以下「県外狩猟」という。）については、遠隔地への感染拡大リスクを高める可能性がある。このため、少なくとも今年度の狩猟期においては、九州各県、特に佐賀県へ来訪する県外狩猟を自粛することについて、猟友会等の団体又は狩猟者に対して協力を要請すること。

3 野生いのししの感染率の上昇がみられる地域等の農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底

野生いのししにおけるサーベイランスの結果を踏まえ、特に野生いのししでの豚熱感染率の上昇がみられる地域やその周辺地域の養豚場に対して、防護柵の維持管理やゲート開閉の管理等の野生動物の侵入防止対策を含む飼養衛生管理基準の遵守について再徹底すること。

大臣メッセージ

- 今般、佐賀県唐津市において、豚熱の感染が確認されました。九州の野生いのししでは初めての感染確認となります。
- 我が国の豚八百九十五万頭の約三分の一（二百八十万頭）を占める養豚主産地である九州において、豚熱の感染拡大のリスクが、かつてないほど高まっています。
- そこで、「ストップ豚熱」。地域の大事な養豚業を守るため、生産者をはじめとした養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、防疫対策に取り組むことが必要です。
- まずは、地域での「ストップ豚熱」です。野生いのししの感染拡大を防ぐため、経口ワクチンの散布を進めます。野生いのししにおける感染拡大を防ぎ、九州の養豚業を守るため、農林水産省としては、専門家の議論も踏まえ、佐賀県で豚熱の経口ワクチン散布を行うことを可能といたします。佐賀県と連携して、迅速かつ重点的に、ワクチン散布を行ってまいります。
- 次に、野生いのししのサーベイランスと捕獲を進めます。野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、九州全県で、野生いのししのサーベイランスを強化・徹底します。また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全県で、野生いのししの捕獲の強化にも取り組みます。特に、佐賀県では、発生が確認された地域において、重点的に取組を進めます。
- そして、農場段階での「ストップ豚熱」です。豚熱の発生予防対策としては、適時・適切な飼養豚へのワクチン接種が必要ですが、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底することが重要です。生産者の皆様におかれては、日頃の消毒はできているか、野生動物の侵入はないか等、農場にウイルスを持ち込ませないよう、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底を行うようお願いいたします。
- 農林水産省は、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の皆様の御不安を払拭することができるよう、九州各県の皆様と一体となって、豚熱のまん延防止に全力で取り組んでまいります。

令和六年六月七日 農林水産大臣 坂本 哲志

狩猟者のみなさまへ

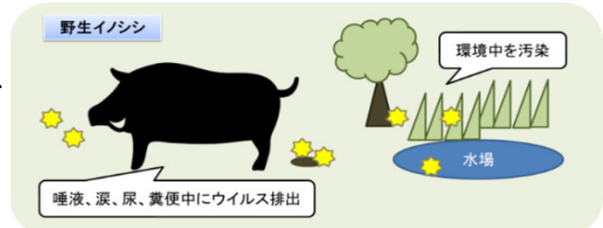
～豚熱対策のお願い～

別添 2

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

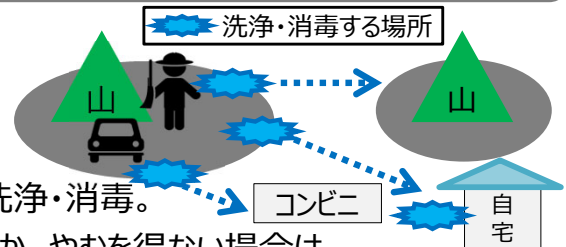
- **豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。**
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



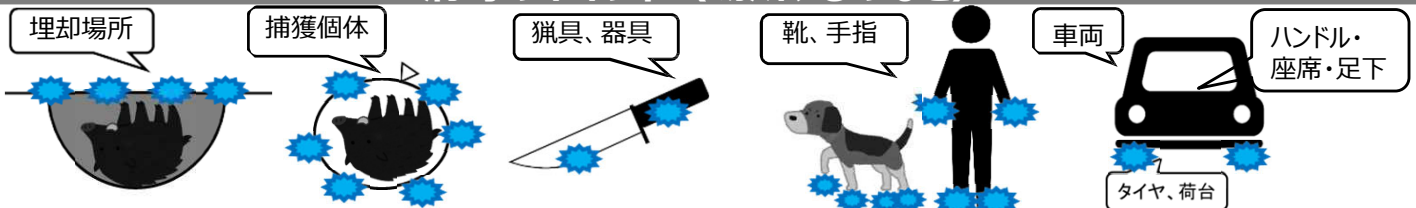
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。（具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。）
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつま衛生的に処理する**か、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。
- 清浄地域と非清浄地域の県境をまたぐ狩猟を自粛。



消毒のポイント（場所、ものなど）



洗浄・消毒の方法

●靴の裏、タイヤ周り

→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。

ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。

●器具（ナイフなど）

→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。

●消毒方法

→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。

手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。

※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。

※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。